

募集要項等に関する質問・意見の受付及び回答（第1回）

| | 書類名 | 頁 | 項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|-------------|--------|--------------|-----------|-----|----|------------|---|--|
| 1 | 公告文 | 2 | 4 | ク | | | 参加資格要件 | 応募者は、市内に本店、支店又は営業所がある者を構成員とすること。と記載があります。福山市に本店、支店又は営業所が無い業者は構成員になれないという理解でよいでしょうか？ | 構成員に、福山市に本店、支店又は営業所がある業者が1社でも含まれていれば良いことを意図しております。 |
| 2 | 公告 募集要項 | 2 9 | 4 2-4-1 | (1) 8) | ク | | 応募者の構成 | 実施方針時点では「市内に本店、支店又は営業所がある者を積極的に含めること」であったものが、募集要項では「…がある者を構成員とすること」と厳格化されています。実施方針をもとにグループ編成の準備をしてきた事業者にとっては負担の大きい要件ですが、市外業者を構成員から除外するような条件設定には、どのような理由がありますでしょうか。 | No1のとおりです。 |
| 3 | 福山市公告第1448号 | 2 | 4 | (1) | ク | | 参加資格要件等 | 設計業務、監理業務の応募者の構成員が2社の場合、双方とも市内に本店、支店又は営業所がある必要がありますか。 | No1のとおりです。 |
| 4 | 福山市公告第1448号 | 5 | 4 | (2) | エ | | 工事監理を実施する者 | 工事監理を実施する者の（エ）の要件は無いものという理解でよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。（エ）は誤植です。 |
| 5 | 公告文 | 5 | 4 | エ | | | 参加資格要件 | 工事監理業務を実施する者は次の（ア）から（エ）までの・・・との記載は、（ア）から（ウ）までの・・・と読み替えてよいでしょうか？ | No4のとおりです。 |
| 6 | 募集要項 | 4 8 | 1-6 2-3-2 | (8) | | | 優先交渉権者の決定 | 「選定委員会を経て市長が特定した優先交渉権者と…」とありますが、選定委員会で最優秀提案者選ばれた事業者が必ずしも優先交渉権者になるとは限らないという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者選定基準3-1のとおり、最優秀提案者を優先交渉権者と、次点の者を次点交渉権者として決定します。 |
| 7 | 募集要項 | 4 | 1-8-1 | (2) | | | 建設業務の対価 | 建設業務の対価を「福山市建設工事請負契約約款」に従って支払うとの記載がありますが、「施設整備契約書（案）」にも支払いに関する記述があります。支払いに関する事項は「施設整備契約書（案）」ではなく、「福山市建設工事請負契約約款」を適用すると理解して良いでしょうか？上記の通りとすれば、「施設整備契約書（案）」ではなく、「福山市建設工事請負契約約款」を適用する条文を具体的に示していただけないでしょうか？ | 支払いに関する事項は以下約款をご確認ください。 ・福山市建築設計業務委託契約約款 ：第30条 業務委託料の支払 ・福山市建設工事請負契約約款 ：第33条 請負代金の支払 ・福山市建築工事監理業務委託契約約款 ：第27条 業務委託料の支払 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|-----|----|----|--|---------------------|---|--|
| 8 | 募集要項 | 9 | 2-4-1 | 1) | | | | 応募者の構成 | 運営業務を実施する者、について、複数の法人が構成員となり、応募することは可能か？ | 可能です。 |
| 9 | 募集要項 | 9 | 2-4-1 | 8) | | | | 参加資格要件 | 応募者の参加資格要件の中に、応募者は、市内に本店、支店又は営業所がある者を構成員とすることと記載されています。これは構成員の中にこの条件を満たす者が入っていれば良く、市内に本店、支店又は営業所がない者が構成員に入っているても良いという解釈で宜しいでしょうか。 | No1のとおりです。 |
| 10 | 募集要項 | 9 | 2-4-1 | 8) | | | | 応募者の構成 | 設計業務、監理業務の応募者の構成員が2社の場合、双方とも市内に本店、支店又は営業所がある必要がありますか。 | No1のとおりです。 |
| 11 | 募集要項 | 9 | 2-4-2 | (2) | 2) | ① | | 建設業務を実施するもの | 様式2-5「応募者の資格要件確認書」に記載した配置技術者を建設業務着手前までに参加資格要件を満たす別の配置技術者に変更する事は可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 12 | 募集要項 | 10 | 2-4-2 | (2) | 2) | ① | | 建設業務を実施する者の構成 | 各工事についてJV（特定建設工事共同企業体、分担施工方式：乙型）での参加を認めることとする。との記載がありますが、建設業務を複数社（建築一式工事、電気工事、管工事）を別々の企業各1社）で行う場合、乙型JVの組成は必須でしょうか？ | 建築一式工事、電気工事、管工事を別々の企業で行う場合は、乙型の組成を必須とします。 |
| 13 | 募集要項 | 10 | 2-4-2 | (2) | 2) | | | 共同企業体協定書 | 特定建設工事共同企業体（乙型および甲型）の協定書の提出時期はいつでしょうか？また、参考様式をお示しただけでないでしょうか？ | 参加表明書等と合わせて提出してください。協定書の様式については任意とします。甲型は企業の出資比率、乙型は各企業の分担を明記してください。 |
| 14 | 募集要項 | 11 | 2-4-2 | (2) | 2) | ②③ | | 実績要件 | ①建築一式工事の実績要件には「元請け実績」と記載がありますが、電気工事、管工事には「元請け実績」との記載がありません。下請け実績でも良いと理解して良いでしょうか？ | 電気工事、管工事の実績要件について、元請け実績及び下請け実績のどちらでも可としています。 |
| 15 | 募集要項 | 12 | 2-4-2 | (2) | 3) | | | 参加資格要件 | 工事監理業務を実施する者は次の①から④までの・・・との記載は、①から③までの・・・と読み替えてよいでしょうか？ | ④は誤植です。要件は①から③となります。 |
| 16 | 募集要項 | 12 | 2-4-2 | (2) | 3) | | | 工事監理業務を実施する者の要件について | 「工事監理業務を実施する者は次の①から④までの要件を満たすこと」とありますが、④項目がありません。誤植でしょうか。 | No15のとおりです。 |
| 17 | 募集要項 | 19 | 4-3 | | | | | 契約保証金 | 設計及び建設の履行を保証するための履行保証保険契約の費用は施設整備費の対価に含まれると考えて宜しいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 18 | 要求水準書 | 4 | 1-4-3 | (1) | | | | 事業用地の条件(用途地域) | 東側拠点の用途地域が近隣商業地域とあるが、都市計画決定の時期はいつの予定でしょうか。 | 今年度中に決定することを予定しています。 |

| | | | | | | | | | |
|----|-------|------|-------|-----|--------|--|------------------------|---|---|
| 19 | 要求水準書 | 4 | 1-4-3 | (1) | | | 事業用地の条件 (津波・高潮浸水予測) | 東側拠点の津波及び高潮による浸水予測が明記されていないが、浸水対策については不要と考えてよろしいでしょうか。 また、西側拠点は浸水高さが明記されているが、浸水対策は必要でしょうか。 | 必須ではありませんが、事業者からの提案を期待します。 |
| 20 | 要求水準書 | 4 | 1-4-3 | (1) | | | 事業用地の条件 (地盤条件) | 添付資料の2-1及び2-2が公告関係資料のHPに掲載されていません。 | 要求水準書目次後の頁をご確認ください。 |
| 21 | 要求水準書 | 4 | 1-4-3 | (1) | | | 事業用地の条件 (インフラ状況) | 東側拠点の上水について、添付資料3では、75mmが引込まれているが、引込申請（加入金・工事手数料含む。）については本事業とは別途と考えてよろしいでしょうか。 | 広島県が添付資料3のとおり整備予定です。ただし、協議・設計により方式や口径を変更する可能性があります。 なお、下水についても添付資料4のとおり広島県が整備予定ですが、協議・設計により方式や口径を変更する可能性があります。 |
| 22 | 要求水準書 | 4 | 1-4-3 | (1) | | | 事業用地の条件 (インフラ状況) | 西側拠点の上水の引込について、引込に係る加入金及び工事手数料は、本事業に含まないと考えてよろしいでしょうか。 | 本事業に見込んでおります。 |
| 23 | 要求水準書 | 4 | 1-4-3 | (1) | | | 事業用地の条件 (インフラ状況) | 西側拠点の下水道は敷設がないとあるが、浄化槽を設置する場合、人槽算定基準については、JIS A3302-2000の駅・バスターミナルの用途で算定してもよろしいでしょうか。 | 事業者の提案に委ねます。 |
| 24 | 要求水準書 | 4 | 1-4-3 | (1) | | | 事業用地の条件 (インフラ状況) | 西側拠点の雨水・排水において、排水管の敷設等がないとあるが、浄化槽の排水は添付資料1-2の西側道路の污水管、また、雨水排水については、同資料の北側道路に記載してある雨水桝に接続すればよろしいでしょうか。 | 添付資料1-2浄化槽付近をご覧ください。 |
| 25 | 要求水準書 | 5 | 1-4-3 | (2) | 1) | | 東側拠点 | 駐車場について所有が市と県で別れているが、この部分の街灯や駐車場入口ゲートなどの電気は東側拠点施設から供給できるようにする設計でよろしいでしょうか？ | 街灯や駐車場入口ゲートなどの電気は別供給を想定しています。 |
| 26 | 要求水準書 | 5 | 1-4-3 | (2) | 1) | | 東側拠点 | 駐車場整備完了が2026年3月整備完了となっているが、東側拠点の建設工事時期は整備完了後になるため電気・水道工事などで再掘削することになる可能性があります問題ないでしょうか？ | 建設工事後に県が舗装工事を行うことを予定しています。 |
| 27 | 要求水準書 | 5, 6 | 1-4-3 | (2) | 1), 2) | | 事業用地における市及び県の関連整備計画 | 両拠点の棧橋の図面、東側拠点の県による埋立て、駐車場整備工事の最新図面、対象敷地と護岸を含む敷地断面図を提供頂けないでしょうか | 全ての図面はありませんが、港湾河川課窓口にて閲覧可能とします。 |
| 28 | 要求水準書 | 8 | 1-4-6 | | | | 事業期間 | 指定管理期間最大5年で更新しなかった場合、5年以降の業者への修繕負担が大きくなると思うのですがどう考えていらっしゃいますでしょうか。 | 基本的には5年で更新することを前提としています。 |
| 29 | 要求水準書 | 9 | 2-1-1 | | | | 東側拠点施設 | 当初、概要資料では交流会議室、防災倉庫を導入する計画でしたが要求水準では記載がありません。未設置でも減点されないと考えて宜しいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 30 | 要求水準書 | 9 | 2-1-1 | (2) | 2) | | 物産・PR販売ブース | 冷蔵機能付きショーケース・棚等を適宜調達・設置とありますが、最低限想定される数量はありますでしょうか。 | 特に指定はありません。物産PR・販売業務を行う上で必要と思われる数量・仕様を設定してください。 |

| | | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|-----|----|--|------------|---|---|
| 31 | 要求水準書 | 10 | 2-1-1 | (2) | 3) | | 総合案内コーナー | 映像やパネル展示等によるとありますが、モニター又はサイネージを設置した場合、そこに映し出す情報・データは提供して頂けるのでしょうか。 | 提供可能なデータは提供することを予定しますが、基本的には事業者が運営を行う上で必要と思われる情報・データの配信を求めます。 |
| 32 | 要求水準書 | 13 | 2-2-5 | (2) | | | 多言語対応 | 貴市のガイドラインによれば、主要観光スポットは視認性に問題がある場合を除き4か国語(日・英・中・韓)表記とする、とありますが、本施設は主要観光スポットに該当すると考えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 33 | 要求水準書 | 13 | 2-2-9 | 9 | | | 什器備品 | 施設で調達する什器備品は施設整備費の対価に含まれると考えて宜しいでしょうか。 | 本事業を行う上で必要な備品は施設整備費の対価に含めてください。自主事業にて使用する什器備品は事業者負担とします。 |
| 34 | 要求水準書 | 14 | 2-3-1 | (2) | | | 一般事項 | 設備機器は重耐塩仕様とありますが、重耐塩仕様のない機器・設備は通常想定される設備機器を見込んでよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 35 | 要求水準書 | 14 | 2-3-2 | | | | 電気設備 | 本施設においては非常用発電設備は不要でしょうか。 | 必須とはしません。 |
| 36 | 要求水準書 | 14 | 2-3-2 | (4) | 2) | | 情報配管設備 | 9月の要求水準案では、「HIROSHIMA Free Wi-fiが使えるように」とありましたが、今回の水準では「建物周辺で利用可能なフリーWi-fiを整備し」とあります。HIROSHIMA Free Wi-fiとは別に、新たにWi-fiを整備する必要があるということでしょうか。 | HIROSHIMA Free Wi-fiに限定せず、事業者の判断にて誰でも使えるフリーwifを設置してください。 |
| 37 | 要求水準書 | 15 | 2-3-3 | (4) | 1) | | 給湯設備 | 「全ての水栓に給湯設備を設置」とありますが、トイレの手洗いにも必要でしょうか。待合スペースに手洗いや、事務室にミニキッチン等を設置する場合の水栓という理解でよろしいでしょうか。 | トイレの手洗いにも求めます。それ以外については記載のとおりです。 |
| 38 | 要求水準書 | 35 | 6-2-8 | (3) | | | その他運営条件 | 市の各種団体と連携や相互関係を図ることとありますがこの各種団体が運営としてこのプロポーザルに参加することはあり得ますでしょうか。 | 各種団体が参加することは把握しておりませんが、妨げるものではありません。 |
| 39 | 要求水準書 | 35 | 6-3-1 | (2) | 3) | | オープニングイベント | オープニングイベントの費用については基本的に福山市さんが負担されると考えて宜しいでしょうか。 | 開業準備の中で通常の式典費用は本事業費に見込んでいる。それ以外の規模や運営業務費用は市と協議により決定することを想定している。 |
| 40 | 要求水準書 | 35 | 6-3-2 | (2) | 1) | | スペースの使用許可 | 待合スペースや交流スペースの使用許可について、スペースの貸出状況を管理するシステム(予約システム)等の検討は必要でしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 41 | 要求水準書 | 36 | 6-3-3 | (1) | 1) | | 来訪者への観光案内 | 来訪者への観光案内は待合エリア営業時間午前9時～午後6時と考えるとよいでしょうか。 | 記載のとおりですが、事業者の提案によって延長も可としています。 |
| 42 | 要求水準書 | 36 | 6-3-3 | (2) | | | 情報発信 | HPの仕様詳細、更新頻度などを示していただけませんか。 | 特に仕様はありません。事業者の提案に委ねます。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|-----|-----|----|--|-----------|---|--|
| 43 | 要求水準書 | 36 | 6-3-3 | (3) | | | | イベントの企画 | 開業後数年は要求水準レベル(年4回以上)のイベント企画を行うことは全体の事業予算が足りない中難しいと考えます。せめて算出根拠となるイベントの詳細、仕様をご提示していただけませんか。オープニングイベント同様、費用負担を市との協議又は外していただけませんか。 | 基本的には物産PR・販売業務の収益、自主事業の収益、公の施設における使用料による収益を活用して、イベントを企画・実施してもらうことを想定しています。市から依頼するイベントなどは協議の上、市側で負担することも考えられます。 |
| 44 | 要求水準書 | 36 | 6-3-4 | | | | | 物産PR・販売業務 | 物産PR・販売業務とは基本的に何時～何時までですか。運営業務の具体的な営業時間は決まっているのでしょうか。 | No41と同様、午前9時～午後6時を予定しますが、事業者の提案によって延長も可とします。 |
| 45 | 要求水準書 | 36 | 6-3-5 | | | | | 駐車場管理業務 | 駐車場を一部ホテルなどへの月極で貸出使用料を徴収することは可能でしょうか。 | 基本的には不可としますが、平日の利用について、市と協議、承認を得れば可とします。 |
| 46 | 要求水準書 | 36 | 6-3-5 | | | | | 駐車場管理業務 | 駐車場の運営方法について、運営の一部として駐車料金割引などを行う事は可能でしょうか。 | 可能とします。 |
| 47 | 要求水準書 | 37 | 6-3-5 | (2) | 1) | | | 駐車料金 | 条例の定めることに従い使用料の減免手続きを～とありますが具体的な料金案はありますか。現、渡船場の駐車場と同等の料金帯でよいでしょうか。 | 近隣駐車場を参考に使用料を条例で定める予定です。 |
| 48 | 要求水準書 | 36 | 6-3-5 | (3) | 4) | | | 管理業務 | 誘導のための人員配置とありますが機械管理の駐車場システムの場合でも必要ですか。 | 混雑が発生する場合は人員も配置してください。 |
| 49 | 要求水準書 | 36 | 6-3-5 | (4) | 3) | | | 駐車場管理業務 | 駐車場料金システムなどの整備は県が負担すると記載がありましたがどのようなシステムを導入するか決定していますでしょうか。システムによって運営管理費に大きく影響してくると思われまます。 | 鍛冶駐車場や第一駐車場と同程度の機械を想定しておりますが、県による調達を予定しており、現時点による詳細の仕様設定並びにメーカー等の指定までは出来かねます。 |
| 50 | 要求水準書 | 36 | 6-3-5 | (4) | 3) | | | 東側拠点 | 一般車両駐車場の駐車料金システム等の整備については県が負担するところがあるが、施工区分や責任分界点については、どのように想定されていますでしょうか？ | 施工については県は実施します。駐車場システムなどの初期費用については県が設置・負担しますが、修理や改修については事業者の負担とします。 |
| 51 | 要求水準書 | 37 | 6-3 | 5 | (4) | 3) | | 一般車両駐車場 | 一般車両駐車場の駐車料金システム等については県が負担することになっていますがシステムの維持管理費は事業者が負担することになっています。システムメーカーをご教示下さい。 | No49のとおりです。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|------------|-----|-------|-------|-----|----|--|----------------|--|--|
| 52 | 要求水準書 | 37 | 6-3 | 5 | (4) | 3) | | 経費負担 | なお以下、一般駐車場の料金管理システムの整備については県が負担するがとありますがいわゆる駐車場ゲート・精算機器の機械設置までを県が負担するという理解でよろしいでしょうか。その場合の機械メーカー選定などは別途に行われる予定でしょうか。 | No49のとおりです。 |
| 53 | 要求水準書 | 37 | 6-3 | 5 | (4) | 3) | | 経費負担 | 現在、計画地を確認すると埋め立てが完了し概ね前面の県道と同等の地盤レベルとなつていますが駐車場として提供頂ける状態を教授ください。また事業者による駐車場整備負担が発生するかも含め教授ください。(造成工事・舗装工事・導入車線・駐車場区画線等) | 県にて造成工事・舗装工事・導入車線・駐車場区画線等の工事は実施し、駐車場として使用できる状態での引き渡しを想定しています。事業者の整備負担は発生しないことを前提としております。 |
| 54 | 要求水準書 | 37 | 6-3 | 5 | (4) | 3) | | 経費負担 | 駐車場用地の使用料は無償という理解でよろしいでしょうか。また、駐車場管理契約も指定管理同様、5年更新でよろしいでしょうか。 | 用地の使用料は無償となります。5年間更新とします。 |
| 55 | 施設整備契約書(案) | | | | | | | 委託業務名 | 委託業務名は「・・・施設整備業務委託」とありますが、印紙税法上は建設工事の請負契約書の扱いでよろしいでしょうか。印紙金額の算出の参考とするため、お示し頂けますと幸いです。 | ご指摘のとおりです。 |
| 56 | 施設整備契約書(案) | 4ほか | 第4条ほか | 第3項 | | | | 条文について | 条文内の「第55条第3項」は「第54条第3項」の間違いでしょうか？その他、各条文内記載の「〇条〇項」に多々間違いがあると思われま。 | ご指摘のとおりです。後日修正し、修正版を公表します。 |
| 57 | 施設整備契約書(案) | 6 | 第9条 | 第1項 | (3) | | | 現場代理人 監理技術者 | 現場代理人と監理技術者は兼務する事は可能でしょうか？ | 可能です。 添付事業責任者等の修正をご確認ください。 |
| 58 | 施設整備契約書(案) | 6 | 第9条 | 第1項 | (4) | | | 担当技術者 | 現場代理人及び監理技術者とは別に担当技術者(建築施工担当技術者)を配置すると理解して良いでしょうか？上記の場合、現場代理人、監理技術者と兼務する事は可能でしょうか？ | 現場代理人及び監理技術者とは別に担当技術者(建築施工担当技術者)を配置してください。 兼務することは可とします。 添付事業責任者等の修正をご確認ください。 |
| 59 | 施設整備契約書(案) | 6 | 第9条 | 第5項ほか | | | | 施工責任者 | 施工責任者とは何を指すのでしょうか？現場代理人及び監理技術者以外に施工責任者を定めるという事でしょうか？ | 施工責任者とは現場代理人とします。 添付事業責任者等の修正をご確認ください。 |
| 60 | 施設整備契約書(案) | 6~7 | 第9条 | 第1~7項 | | | | 設計責任者 | 設計業務における「設計責任者」とは具体的などのような役割・資格者を指すのでしょうか。第1項に記載の「設計業務に係る主任技術者」との違いは何でしょうか。 | 設計責任者は主任技術者と同一のものとします。 添付事業責任者等の修正をご確認ください。 |
| 61 | 施設整備契約書(案) | 6~7 | 第9条 | 第5~8項 | | | | 施工責任者 | 建設業務における施工責任者は監理技術者と読み替えてよろしいでしょうか。監理技術者と現場代理人の総称が施工責任者でしょうか。 | No59のとおりです。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------------|------------------------|------|----------------|--|--|--|---------------------------|---|---|
| 62 | 施設整備 契約書 (案) | 6~7 | 第9条 | 第3項 | | | | 監理技術者の役割 | 「監理技術者はこの契約の履行に関し、着工後は工事現場に常駐し、その運営、取締りを行い、発注者に対し受注者を代理する」とありますが、この記載は現場代理人を指すものではないでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 添付事業責任者等の修正をご確認ください。 |
| 63 | 施設整備 契約書 (案) | 6~7 | 第9条 | 第1項 ~ 9項 | | | | 工事監理責任者 | 第1項等に記載の「工事監理業務に係る工事監理者」と第9項に記載の「工事監理責任者」は同一の者と考えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 添付事業責任者等の修正をご確認ください。 |
| 64 | 施設整備 契約書 (案) | 7 | 第9条 | 第8項 | | | | 施工責任者 担当技術者 | 建設業務の着手後は専任配置という事は、建設業務の着手後は施工責任者と担当技術者とは兼務できないという事でしょうか？ | 施工責任者（現場代理人）、監理技術者、担当技術者は兼務可とします。添付事業責任者等の修正をご確認ください。 |
| 65 | 施設整備 契約書 (案) | 14 | 第25条 | | | | | 賃金又は物価の変動に基づく本件整備業務委託料の変更 | 第25条第1項の設計業務完了時に1.5%を超える物価変動が無く建設費の変更を行わなかった場合、その後の履行期間中の請求は変更請求は行えるのでしょうか？ 行える場合、別紙1・3の「B」及び「B'」は、いつ時点の指数を用いるのでしょうか？ | 別紙1・3改定の計算方法のとおりです。 工事着工届け出日以降の任意の月において、1.5%を超える物価変動がある月に改定の申入れを行うことが出来ます。この場合、Bは提案書提出時（月）の建築費指数、B'は改定申入れ時（月）の建築費指数とします。 |
| 66 | 施設整備 契約書 (案) | 14 | 第25条 | | | | | 賃金又は物価の変動に基づく本件整備業務委託料の変更 | 賃金又は物価の変動に基づく本件整備業務委託料の変更について、福山市建設工事請負契約約款 第26条第5項及び第6項に記載の単品スライド、インフレスライドの適用は無いのでしょうか？ 適用となる場合、（別紙1同様の）本件整備業務委託料の改定方法をお示し願います。 | 施設整備契約書（案）のとおり業務委託料の変更を行います。それ以外のスライドの適用の見込みはありません。 |
| 67 | 施設整備 契約書 (案) | 18 | 第34条 | 第1項 | | | | 部分使用 | 「発注者は第33条第4項または第5項の規定による…」とありますが、正しくは第32条でしょうか。 | ご指摘のとおりです。後日修正し、修正版を公表します。 |
| 68 | 施設整備 契約書 (案) | 契約書 1枚目 及び 22 | 第41条 | 第2項 | | | | 支払条件 | 2026年度は前払金を請求することができますでしょうか？ | 2026年に建設業務、工事監理業務が始まる場合は請求することが出来ます。 なお、設計・工事監理業務については中間前払いを行わない事に変更します。後日、施設整備契約書（案）の修正版を公表します。 |
| 69 | 指定管理 協定書 (案) | 3 | 第11条 | 3 | | | | 業務責任者等 | 「本施設の窓口対応に従事する者1名以上は本施設に常駐するもの」とあるが常駐する時間帯は待合エリア営業時間の午前9時～午後6時でよいでしょうか。 | 東側拠点施設において、観光案内、物産PR・販売業務等の各種業務は兼務でき、専任して常駐する必要はありません。契約時に指定管理協定書（案）を修正します。 |
| 70 | 指定管理 協定書案 | 12 | 第36条 | | | | | 行政財産使用料 | 自主事業を実施して本施設を占有する際には市に使用料を払うことになっていますが、運営事業者として「年に4回以上のイベント企画」を満たせば、使用料免除となると考えますがよろしいでしょうか。 | 目的達成のために実施される自主事業は無償とすることを前提とします。ただし、事業に関係ないものは使用料の負担を求めます。 |

| | | | | | | | | | |
|----|--------------|---------|-------|--|--|--|-----------------------------|--|---|
| 71 | 指定管理協定書案 | 別紙2 | | | | | 指定管理料の改定方法 | 物価上昇による指定管理料の改定はもっと短いスパンで検討頂けないでしょうか。協定書案に記載の方法で計算すると、反映されるのが2年後なので事業者にとって負担が大きいのと考えます。例えば、維持管理運営の業務対価の支払いが四半期なのであれば、同様のスパンで検討頂けないでしょうか。 | 指定管理協定書別紙2のとおりとします。なお、改定については9月に事業者から改定通知を受け、翌年度4月からの対価に反映することを想定します。 |
| 72 | 指定管理協定書案 | 第29条別紙3 | | | | | 不可抗力リスク | 災害等が起きた場合のリスクについて、例えば、本施設に直接の被害がないとしても、エネルギーを供給している発電所やダムに被害があったことで水光熱費が高騰した場合のリスクも、貴市負担として見込んで頂けますでしょうか。 | 事象に応じて協議します。 |
| 73 | 事業者選定基準 | 4 | 2-3-1 | | | | 審査方法 | 優先交渉権者の決定方法は提案書類の内容についてのみで審査され、提案価格は上限価格を超えていなければ優先交渉権者を決定する評価に全く影響しないと理解して良いでしょうか？ | ご指摘のとおりです。 |
| 74 | 様式集 様式2-4 | 12 | | | | | 設計実績のコリنزについて | 公共・公益施設の設計実績にコリنز登録番号の記載欄がありますが、一般的に設計業務ではコリنزの登録をしない為に記載通り資料及び図面等の規模の分かる書類の写しの添付でよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 75 | 様式集 | 12 | 2-4 | | | | 応募者の資格要件 確認書（設計業務） | 設計実績についてコリنزの登録番号を記載する欄がありますが、コリنزは建設業務の登録システムですので、テクリスやパブディスと読み替えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 76 | 様式集 | | 2-5 | | | | 配置予定者の技術者要件 | 建築工事の着工まで期間があるため、現時点で配置予定技術者を決定するのが困難な場合、配置予定者の技術者要件欄を増やし、複数名を記載し、そのいずれかの技術者を配置する事は可能でしょうか？または、工事着手までの期間に資格要件を満たす他の配置技術者への変更は可能でしょうか？ | 現時点にて配置される技術者を記載ください。建設工事の着工前に通知書の提出を求めますので、変更がある場合はその際に市へ提示してください。 |
| 77 | 様式集 | 15 | 2-5 | | | | 応募者の資格要件 確認書（建設業務のうち管工事） | コリنز登録番号を記載する欄がありませんが、様式の差替えの予定はありますでしょうか。 | 欄を追加してください。 |
| 78 | 様式集 | 16 | 2-8 | | | | 応募者の資格要件 確認書（工事監理業務） | 設計業務同様、工事監理業務はコリنز登録をしないため、実績証明は契約書や図面の写しの提出で事足りるでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------|----|--|--|--|--|--|--------------------|--|--|
| 79 | 様式集 様式2-8 | 16 | | | | | | 証明書類を兼ねる 場合について | 「工事監理業務を実施する者が設計業務も実施する等兼ねる場合には、提出する証明書類は2部用意することはないが、兼ねることがわかるようにすること」とありますが、具体的にどのようにいたしましょうか。 | 様式2-8の下部等にどの証明書類が兼ねているか、記載してください。 |
| 80 | その他 | | | | | | | 火災保険 | 竣工後の建物の火災保険は福山市さんが加入して頂けると考えて宜しいでしょうか。また、第三者賠償保険の加入の有無、補償規模は事業者の提案と考えると宜しいでしょうか。 | 火災保険については市にて加入します。第三者賠償保険については、自主事業など業務内容に応じて事業者にて、必要な保険を加入してください。 |